

熊本県吹奏楽コンクール実施規定

第一章 総 則

- 第1条 熊本県吹奏楽コンクールは、本県吹奏楽連盟、熊本県文化協会、朝日新聞社、熊本県高等学校文化連盟吹奏楽専門部の主催で実施する。
- 第2条 熊本県吹奏楽コンクールは、九州吹奏楽コンクール熊本支部予選ならびに南九州小編成吹奏楽コンテスト熊本支部予選を兼ねる。
- 第3条 熊本県吹奏楽コンクールは、原則として全日本吹奏楽コンクール規定のもとに実施する。
- 第4条 出場団体は、コンクール正式申込締め切り日までに加盟手続きを完了するものとする。また、合同で出場する団体の加盟は、各学校単位で行う。出場の意思決定については、所属長の判断によるものとする。
- 第5条 九州吹奏楽コンクールならびに南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦は、次の通りとする。詳細は、「[熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規](#)」に定める。
- (1) 九州吹奏楽コンクールには、Aパート出場団体より推薦する。なお、合同で出場の団体は九州大会への推薦はできない。
 - (2) 南九州小編成吹奏楽コンテストには、中学校・高等学校AパートとBパートの出場団体より推薦する。なお、A・B両パートに出場した団体は、南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦はできない。
- 第6条 中学校及び高等学校については、熊本県吹奏楽コンクールにおける各日の上位団体により、九州吹奏楽コンクールならびに南九州小編成吹奏楽コンテストに推薦する県代表選考会を、それぞれ実施する。詳細は、「[熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規](#)」に準ずる。
- 第7条 第5条および第6条で推薦された団体は、九州吹奏楽コンクールあるいは南九州小編成吹奏楽コンテストに参加しなければならない。
- 第8条 熊本県吹奏楽コンクールの実施期日・会場は、前年度までに理事会で決定する。

第二章 実施部門・参加人員及び演奏規定

- 第9条 実施部門は、小学校の部、中学校の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部とする。
- 第10条 実施部門において「Aパート」「Bパート」を設け、その参加人員は次の通りとする。（後掲【参考資料】参照）
- (1) Aパートの定員は、全日本吹奏楽連盟の規定に準ずる。
 - (2) Bパートの演奏人員は15名以内とする。
- 第11条 Aパートの出場団体（小学校以外）と中学校、高校のBパートの出場団体は、課題曲と自由曲の2曲を演奏しなければならない。他のBパートの出場団体は、

自由曲1曲のみとする。

小学校の演奏曲目は任意とし、演奏時間内で1ないし2曲を演奏する。5分以上の演奏が望ましい。（5分以内でも審査対象外とはならない）

【参考資料】

実施部門	登録人員	演奏人員 (Aパート)	演奏人員 (Bパート)
小学校	演奏人員+5名以内	制限なし	15名以内
中学校	演奏人員+5名以内	50名以内	
高等学校	演奏人員+5名以内	55名以内	
大学	演奏人員+5名以内	55名以内	
職場一般	演奏人員+5名以内	65名以内	

第三章 参加資格

第12条 各実施部門の参加者の資格は次の通りとする。

(1) 小学校の部

構成メンバーは同一の小学校に在籍している児童とする。但し、次の各号を満たすことを条件に合同バンドおよび地域バンドでの参加を認める。

①合同バンド

- 1 合同は原則2校とすること。但し、その2校のそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独で参加できない学校同士の合同でなければならない。
- 2 それぞれの学校が熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。
- 3 大会に出場する場合は、所属する児童が全員出場すること。
- 4 合同での出場をしなければならない理由があると理事長が認めること。
なお、連盟で内情を確認し、合同バンドでの参加資格を満たすか否か、理事長が判断する。この合同バンドは九州吹奏楽コンクールに推薦することができる。

②地域バンド

- 1 地域バンドが熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。
- 2 メンバーの構成が小学生のみであること。

■

なお、連盟で内情を確認し、地域バンドでの参加資格を満たすか否か、理事長が判断する。この地域バンドは九州吹奏楽コンクールに推薦することができる。

(2) 中学校の部

構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

(3) 高等学校の部

構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(4) 大学の部

構成メンバーは同一の大学及び高等専門学校に在籍している学生とする。

(5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、[第13条](#)に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

(6) 上記(1)に掲げた「合同バンド」以外の合同による参加については、次の通りとする。

- 1 合同するすべての学校・団体が、それぞれ熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。
- 2 連盟で内情を確認し、合同の可否について検討した上で、理事長が判断してこれを認めた場合。
- 3 同一経営でない小学校と中学校の合同については、中学校の部への出場を認める。
- 4 同一経営でない中学校と高等学校の合同については、高等学校の部への参加を認める。
- 5 同一部門(小学校, 中学校, 高等学校)における合同については、3校までとする。
- 6 本項で定める合同による参加については、九州吹奏楽コンクールへ推薦することはできない。

第13条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第14条 指揮者の資格については制限しない。

第15条 同一団体に二つのパートに出場してもよいが、同一パートに2チームは出場できない。また、出場団体の資格に疑義あるときはその団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第四章 課題曲・自由曲及び演奏時間

第16条 Aパートの課題曲は全日本吹奏楽連盟が指定したものとする。

(小学校の演奏曲目は任意とし、演奏時間内で1ないし2曲を演奏する。)

Bパートの課題曲は熊本県吹奏楽連盟が指定したものとする。

- 第17条 Aパートの課題曲はスコアに指定された楽器編成で演奏すること。ただし、指定された楽器がない場合に限り、スコアに指定された他の楽器による代替使用を認める。
詳細はBパートの課題曲も含めて内規に準ずる。
- 第18条 使用楽器は木管・金管・打楽器とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認める。なお、エレキベースの使用は認めない。その他詳細は内規に準ずる。
- 第19条 課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。
- 第20条 課題曲・自由曲とも同一の指揮者で演奏しなければならない。
- 第21条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けない自由曲の演奏は認めない。
- 第22条 演奏時間は次の通りとする。（ただし、2曲演奏するときは曲間の時間も含める）
Aパートについて、小学校は7分以内、小学校以外は12分以内とする。
Bパートについて、中学校、高校は10分以内、それ以外は7分以内とする。

第五章 審査・表彰規定及び出演順

- 第23条 出演順は、出場団体代表者会において抽選により決定する。
- 第24条 審査員は、コンクール委員会で検討し、理事長が委嘱する。
- 第25条 審査員の数は、原則として5～7名とする。
- 第26条 審査方法・表彰の詳細は、審査・表彰内規に準ずるものとする。
- 第27条 審査においては、各部門各パート毎に金賞・銀賞・銅賞の各賞を決定する。
- 第28条 九州吹奏楽コンクール及び南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦は、合計点の上位より決定する。
- 第29条 表彰については、次のように規定する。
- (1) 単一ブロックで行われる各部門・パート、複数ブロックにまたがる各部門・パートのブロックごとに金賞・銀賞・銅賞を授与し、金賞・銀賞には賞状と副賞を、銅賞には賞状を授与する。
 - (2) 代表選考会では、全団体を優秀賞とし、賞状を授与する。
 - (3) 小学校Aパート・中学校ABパート・高等学校ABパート・大学Aパート・職場一般Aパートに最優秀賞として優勝カップを授与する。
 - (4) 全出場団体の中で、最優秀団体に対しグランプリ賞として小山杯を贈る。また、25名以下でAパートに出場した団体の中から、内規に準じて特別賞を授与する。
小山杯とは、熊本県吹奏楽連盟初代理事長小山卯三郎氏より寄贈されたものである。

(5) 優勝カップ・小山杯は持ち回り制とし、次年度に代表が返還する。

第30条 次の場合は失格となる。

- (1) 決められている演奏時間をオーバーしたとき。
- (2) 各部門、各パートの定員をオーバーした人数で演奏したとき。
- (3) プログラムに記入してある演奏者人員をオーバーしたとき。
- (4) その他九州吹奏楽コンクール及び南九州小編成吹奏楽コンテストの規定に反する行為があったとき。

第六章 その他

第31条 当実施規定は、年度途中において九州吹奏楽連盟の規定が改定された場合については、九州吹奏楽連盟の規定を優先する。

【附則】本規定は昭和62年4月1日より実施する。

昭和63年4月16日一部改定

平成元年3月4日一部改定

平成2年4月14日一部改定

平成6年4月23日一部改定

平成7年4月22日一部改定

平成9年5月1日一部改定

平成10年4月23日一部改定

平成13年4月21日一部改定

平成15年4月23日一部改定

平成17年4月26日一部改定

平成19年4月25日一部改定

平成20年4月23日一部改定

平成21年3月19日一部改定

平成22年3月23日一部改定

平成23年4月5日一部改定

平成25年4月13日一部改定

平成26年4月19日一部改定

平成27年3月24日一部改定(第1・4・6条及び第24条2・3項)

平成28年4月16日一部改定(第5条及び第25条4項)

平成30年11月28日一部改定

《熊本県吹奏楽コンクール演奏内規》

[熊本県吹奏楽コンクール実施規定第17条および第18条](#)により、熊本県吹奏楽コンクール演奏内規を次の通り定める。

第1条 課題曲の使用楽器については、スコアに書いてある楽器編成で演奏する。但し、人数の関係等で指定されたパートが揃わない場合は、スコアに書かれている範囲内の楽器を代用して演奏することはできる。

その際、音・音域を変えてはいけない。(オクターブ上げたり下げたりすること等不可：スコアに書かれている音の高さで演奏すること)但し、オプションパートの代用は認められない。

また、コルネットに関しては、トランペットをその団体が持ち合わせていないときに限り、トランペットの代用楽器として許可される。但し、代用楽器による他パートの代用は、認められない。

*吹奏楽の編成(木管楽器・金管楽器・打楽器)を著しく欠く編成(金管バンドやサクソオーケストラなど)は、九州吹奏楽コンクール内規(平成30年2月17日理事会議決)により、九州吹奏楽コンクールに推薦できない。

第2条 中学・高校のBパートの課題曲については、スコアに示された楽器が無い場合、以下に示す楽器であれば代用して構わない。

ピッコロ、フルート、オーボエ、バスーン

E♭クラリネット、B♭クラリネット、アルトクラリネット、バスクラリネット
ソプラノサクソフォーン、アルトサクソフォーン、テナーサクソフォーン、
バリトンサクソフォーン

トランペット、コルネット、フリューゲルホルン、

アルトホルン、フレンチホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、バリトン、
チューバ、コントラバス

ティンパニ、スネアドラム、バスドラム、ドラムセット


クラッシュシンバル、サスペンダーシンバル、

シロフォン、ヴィブラフォン、グロッケン、マリンバ

第3条 楽譜に記載されているスキヤットは可とする。ただし歌詞のある歌については、歌ってはいけない。

第4条 Aパートの複数ブロックにまたがるパートにおいて、前年度九州吹奏楽コンクールに出場した団体は、ブロックを均等に振り分ける。また、Bパートの複数ブロックにまたがるパートにおいて、前年度南九州小編成吹奏楽コンテストに出場した団体はブロックを均等に振り分ける。

第5条 その他、九州吹奏楽コンクール規定に準ずる。



【附則】 この内規は，平成30年4月14日に改定し実施する。
平成30年11月28日一部改定

《熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規》

[熊本県吹奏楽コンクール実施規定第26条](#)により、熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規を次のように定める。

第1条 各部門各パートにおける演奏の採点については、次の通りとする。

- (1) 中学校・高等学校のA・Bパート及び大学・職場一般のAパートにおいては、課題曲・自由曲をそれぞれ10点満点で採点する。
- (2) 小学校のA・Bパート及び大学・職場一般のBパートにおいては自由曲を10点満点で採点し、これを2倍する。
- (3) 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」ならびに「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」においても、上記(1)(2)に準ずる。
- (4) 審査員が7名の部門・パートにおいては、上記(1)の場合は各曲ごとの最高点と最低点のそれぞれを採点結果から除外し、上記(2)の場合は最高点と最低点を採点結果から除外する。

第2条 各部門各パートにおける金・銀・銅の贈賞については、次の通りとする。

- (1) 各部門において単一ブロックで実施されるパートについては、75点以上を金賞、60点以上75点未満を銀賞、60点未満を銅賞とする絶対評価とする。
- (2) 同一部門において複数日で実施されるパートについては、1日目については上記第1項に準じ、2日目以降は1日目の採点結果を基準とする絶対評価とする。

第3条 特別賞の贈賞については、次の通りとする。

- (1) 各部門においてAパートに出場した団体の中で、申込時点の「演奏者」人数が25名以内の団体の中から、その上位3分の1の団体に、特別賞を授与する。
- (2) 上記第1項において、25名以内の団体が3団体未満の場合は、贈賞については審査員に一任する。

第4条 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」および「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」への出場団体については、次の通りとする。

- (1) 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」については、次の通りとする。
 1. 中学校および高等学校のそれぞれの部門で、Aパートの各ブロックでの成績が金賞であった団体のうち、中学校部門は上位3団体、高校部門は上位4団体を、「代表選考会選出基準数」(以下、単に選出基準数)とする。
 2. 上記1において、当該ブロックにおける金賞受賞団体が選出基準数未満のときは、金賞団体のみ、「九州吹奏楽コンクール代表選考会」に出場するものとする。
 3. 上記1・2により選出された団体数が、当該部門当該パートのブロック数×選出基準数未満となった場合、不足する団体数分を、当該部門当該パー

トの全ブロック終了時に、金賞を受賞かつ「九州吹奏楽コンクール代表選考会」へ推薦されなかった団体のうち成績上位の団体を推薦する。

- (2) 「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」については、次の通りとする。
 1. 中学校および高校の全部門全パートにおいて、当該年度のコンクール本申込書に記載された部員数が31名以上の団体は、原則として「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」への被推薦権を持たない。
 2. 中学校および高校のそれぞれの部門において、Bパートの各ブロックの成績が金賞であった団体のうち、上位3団体とする。
 3. 上記2において、当該ブロックにおける金賞受賞団体が3団体未満のときは、金賞団体のみ、「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」に出場するものとする。
 4. 上記2・3により選出された団体数が、当該部門当該パートのブロック数×3団体未満となった場合、不足する団体数分を、当該部門当該パートの全ブロック終了時に、金賞を受賞かつ「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」へ推薦されなかった団体のうち成績上位の団体を推薦する。
 5. 中学校および高校部門においてAパートに出場し特別賞を受賞した団体の中から、各部門ごとに上位3団体（但し、「九州吹奏楽コンクール代表選考会」へ推薦された団体は除く）を、「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」へ推薦する。
 6. 上記5において、中学校および高等学校部門のいずれも、「Aパートに出場し特別賞を受賞した団体」が3団体未満の場合、これを補充しない。
- (3) 中学校および高等学校部門において、上記第1項および第2項によって代表選考会に推薦されなかった金賞受賞団体については、同点の場合でも、審査員の判断により必ず順位をつける。
- (4) 中学校および高等学校部門のAパートの団体のうち、申込時点の「演奏者」人数が25名以内の団体については、同点の場合でも、審査員の判断により必ず順位をつける。
- (5) 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」ならびに「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」に出場した全ての団体に「優秀賞」を授与する。

第5条 「九州吹奏楽コンクール」ならびに「南九州小編成吹奏楽コンテスト」への推薦については、次の通りとする。

- (1) 「九州吹奏楽コンクール」への推薦は、代表選考会をおこなわない部門・パートについては、その部門・パートの表彰式の際に、代表選考会をおこなう部門・パートについては代表選考会の表彰式の際に、九州吹奏楽連盟が定める団体数だけ推薦団体を発表する。
- (2) 「南九州小編成吹奏楽コンテスト」への推薦は、代表選考会の表彰式の際に、中学校および高等学校部門各3団体の推薦団体を発表する。
- (3) 「南九州小編成吹奏楽コンテスト」においては、上記第2項で推薦された団体は、熊本県吹奏楽コンクールにおける申込時点での「演奏者」人数以内で演奏しな

なければならない。但し「登録者」の範囲内であればメンバーが変更されても構わない。

第6条 「最優秀賞」の授与については、次の通りとする。

- (1) 「最優秀賞」は小学校部門Aパート，中学校部門AならびにBパート，高等学校部門AならびにBパート，大学部門Aパート，職場・一般部門Aパートの各部門・パートで授与される。
- (2) 上記第1項の各部門・パートのうち，代表選考会に関係しない部門・パートについては，実施日の最高得点の団体に授与する。
- (3) 代表選考会に関係する部門・パートについては，次の通りとする。
 1. 中学校部門Aパートならびに高等学校部門Aパートについては，「九州吹奏楽コンクール代表選考会」の最高得点の団体に授与する。
 2. 中学校部門Bパートならびに高等学校部門Bパートについては，「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」にBパートより出場した団体のうち，当該選考会における最高得点の団体に授与する。
- (4) 「最優秀賞」に該当する団体が，得点上複数団体出た場合でも，審査員の判断により1団体を選出し，その団体に「最優秀賞」を授与する。

第7条 「小山杯」の授与については，次の通りとする。

- (1) 上記第6条の規定により「最優秀賞」を受賞した団体のうち，得点が最高であった団体に「小山杯」を授与する。その際，課題曲がない部門・パートについては，得点を2倍したもので比較する。
- (2) 得点を比較した際，最高点の団体が同点となり複数団体出た場合，それぞれの部門・パート参加団体の平均得点を比較し，平均得点が低い部門の方に出場していた団体に授与する。
- (3) 上記第2項によっても同じであった場合は，該当団体すべてに授与する。
- (4) 上記第3項により，「小山杯」受賞団体が複数団体出た場合は，該当団体で話し合いの上，カップを保管する。小山杯を返還後のレプリカは該当団体すべてに授与する。

第8条 各選考会およびコンクール等への推薦や各種賞の授与等で審議を要する場合は，すべて審査員に一任する。

【附則】 この内規は，平成30年4月14日に改定し，実施する。
平成30年11月28日一部改定。